

南風見治山工事入札説明書（総合評価落札方式）

沖縄森林管理署の平成24年度南風見治山工事に係る入札公告（森林土木工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成24年11月2日

2. 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 沖縄森林管理署長 佐藤 隆幸
沖縄県那覇市久米2丁目5番7号 久米ビル5階

3. 工事概要

(1) 工事名 南風見治山工事

(2) 工事場所 沖縄県八重山郡竹富町南風見地内（別紙位置図のとおり）

(3) 工事内容 傾斜護岸工 40.00m

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月13日まで

(5) 使用する主要な資機材 黒石 265.70 m³

(6) 工事支障木の有無 無

(7) 本工事は、簡易な施工計画等の提案（以下「技術提案書」という。）等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(8) 本工事の入札等は、電子入札システムが停止することから紙入札方式で行うものである。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(10) その他

① 競争参加資格申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

・ 受付窓口：沖縄森林管理署 総務課

沖縄県那覇市久米2丁目5番7号 久米ビル5階

電話：098-868-8829

・ 受付時間：9時から17時までとする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

4. 競争参加資格

(1) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 九州森林管理局における土木一式工事に係るD等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること。（「会社更生法」（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再

確認を受けていること。)

- (3) 「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成9年度以降公告日の前日までに元請けとして、次に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち、実績の最も高いもので評価するものとする。

・ 同種工事：(例) 治山関係事業における溪間工事又は山腹工事のうち、いずれかの工事

- (5) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）に基づく「主任技術者又は監理技術者」（以下「主任（監理）技術者」という。）の配置については、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を配置できること。

- ① 技術士補（建設部門又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、2級土木施工管理技士、2級建設機械管理技士又は林業技士（森林土木部門に限る。）以上の資格を有する者であること。
- ② 1人の者が上記(4)に掲げる工事において、次の職務の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち、1社の主任（監理）技術者が上記(4)の条件及び(5)の①の基準を満たしていれば差し支えない。ただし、この場合の評価においては、配置を予定する主任（監理）技術者となる者で行うものとする。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

- ・ 主任（監理）技術者
- ・ 主任（監理）技術者の下で行った工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理のうち、いずれか2以上の職務の経験のある者
- ・ 現場代理人

- ③ 当該工事を受注した場合において、主任（監理）技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 次に掲げる技術提案書の提案内容が、発注者の設定している標準案（別添資料1を参照すること。）

より優れているか又は標準案に基づいた提案内容であること。

なお、下記6.(6)に掲げる技術提案書にあっては、競争参加資格を認めない。

・ 「南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理」に係る技術提案

- (8) 森林管理局長等が発注した森林土木工事のうち、過去2年の期間（平成22年4月1日から平成24年3月31日まで）に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定ポイントの平均が65点以上であること。
- (9) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

- (12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4.(9)の「上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ 財団法人 林業土木施設研究所

- (2) 上記4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、「申請書、資料及び技術提案書」（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、上記4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するには、開札の時に上記4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に定める期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出方法は持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着すること。電送によるものは受け付けない。

- ① 受付期間：平成24年11月5日から平成24年11月16日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

- ② 受付場所：〒900-0033 沖縄県那覇市久米2丁目5番7号 久米ビル5階
沖縄森林管理署 総務課

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料及び技術提案書は、次に従い作成すること。

①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験及び③の発注森林管理署等管内での森林土木工事实績については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別記様式2）、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）及び「発注森林管理署等管内の森林土木工事实績」（別記様式4）に記載する工事が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長等が発注した工事にあつては、当該工事に係る評定合計を証明する工事成績評定通知書又は工事成績確認書（様式2）の写しを添付すること。

① 同種工事の施工実績

上記4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

② 配置予定の技術者の資格等

ア 上記4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、継続教育(CPD)の取組実績、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載すること。

イ 他の工事の従事状況においては、国、県、市町村及び民間すべてにおいて、専任又は非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、専任により配置すべき工事に該当する場合であつて、配置予定技術者が施工中の他の

工事に従事している場合は、現場施工に着手する時点（工程表等の施工計画書類を提出する時点とする。）において、次の事項を満たしていること。

（ア）他の工事の完成検査が終了していること。

（イ）その他の事由により当該工事に専任できること。

ウ 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。その場合、審査については、候補技術者のうち資格及び実績等の評価が最も低い者で評価するものとする。

エ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札又は落札予定者となったことにより記載した配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。

オ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにも関わらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ 実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合には、発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更（下記16.に後述する。）できるものとする。

③ 発注森林管理署等管内の森林土木工事实績

ア 平成9年度以降公告日の前日までに完成・引渡された工事のうち、発注森林管理署等管内の市町村の区域において元請けとして施工した森林土木工事实績（発注機関及び工種は問わない。）がある場合には、別記様式4に1件記載すること（当該実績がない場合には、「該当なし」と記載すること。）。

なお、発注森林管理署等管内に所在する市町村は次に掲げるとおりである。

沖縄県：全市町村

イ 発注森林管理署等管内の森林土木工事实績に記載する工事が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長等が発注した工事にあつては、当該工事に係る評定点合計を証明する工事成績評定通知書又は工事成績確認書の写しを添付すること。ただし、評定点合計が65点未満のもの又は当該書類の添付のないものは、実績無しとみなして評価をしないので留意すること。

ウ 記載する工事は、「同種工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事と重複した記載でも差し支えない。

④ 契約書の写し

ア ①の同種工事の施工実績、②の配置予定技術者の同種工事の経験及び③の発注森林管理署等管内の森林土木工事实績においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録されており、その内容が①、②及び③の内容を確認できる場合は、工事カルテの写し（一般データ及び技術者データをもって施工の証明とする。）を提出し、契約書の写しを提出する必要はない。

イ CORINSに登録のない工事又はCORINSで工事の内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事成績及び主任（監理）技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付のないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ウ ③の発注森林管理署等管内の森林土木工事实績において必要書類の添付のないものについては、実績無しとみなして評価をしないので留意すること。

⑤ 企業の信頼性・社会性に関する資料

ア 国、地方公共団体等から次に掲げる活動において表彰及び感謝状（以下「表彰等」という。）が与えられた企業は、その賞状等の写しを添付すること。

- ・ 災害復旧活動等における表彰等
- ・ ボランティア活動における表彰等
- ・ 国土緑化活動等における表彰等

イ 国、地方公共団体等と災害協定を締結し活動実績のある企業は、当該協定書及び活動した証明書の写しを添付すること。

ウ 九州森林管理局管内における分収育林及び分収造林の契約者は、当該契約書の写しを添付すること。

エ ボランティア活動の実績がある場合は、別添2に活動内容を記入し当該機関の確認を得て提出すること。

⑥ 技術提案書の提出

上記4.(7)に掲げる「南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理」の技術的事項に対する提案者の意向及び所見を技術提案書（別記様式6）に記載すること。

⑦ 技術提案書に記載する内容が標準案より優れていると認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑧ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑨ 資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、「資格確認通知書」（平成23年度登録、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで有効）の写しを提出すること。

(4) 技術提案書等の作成説明会

原則として実施しない。

(5) 技術提案書等に対する審査等

総合評価に係る技術提案書等に対する審査及び評価は、九州森林管理局において行い、発注森林管理署等の競争契約参加資格審査会において審議、決定する。

なお、技術提案書の審査（技術提案の適否等）及び評価（総合評価における加算点の付与）の内容は次のとおりとする。

「南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理」について、施工の方法、工程の管理及び材料の品質管理の観点における現場条件を踏まえた適切性及び優位な工夫などにより行う。

(6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）又は技術提案書（別記様式6）において技術提案に関する提案者の意向が確認できない場合若しくは施工上配慮すべき事項の記載が不適切である場合には競争参加資格を認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成24年11月21日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

- (8) 資料のヒアリング
原則として実施しない。

(9) その他

- ① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官等は、提出された技術提案書等を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案書等が適正と認められなかった者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案書等を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限等：平成24年12月3日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
 - ② 提出場所：上記3.(10)の①に同じ。
 - ③ 提出方法：持参による提出は認めるが、郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、平成24年12月6日までに説明を求めた者に対し、書面により回答するので確認すること。

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は次の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記6.(1)の技術提案書及び資料により示された実績等に基づき最大30点の加算点を付与する。
- ③ 付与された標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価指標

各評価項目及び評価指標の内容は、次のとおりである。

① 技術提案（簡易な施工計画）に関する事項

- ・ 「南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理」について

施工の方法、工程の管理及び材料の品質管理の観点における、現場条件を踏まえた適切性及び優位な工夫などにより評価する。

② 企業の施工実績に関する事項

同種工事の施工実績及び工事成績、森林土木工事に係る優良工事表彰並びに自然公園及び保安林等の制限林での施工実績により評価する。

③ 配置予定技術者の能力に関する事項

保有資格、継続教育（CPD）の取組実績及び同種工事の施工経験により評価する。

④ 地域精通度に関する事項

地域内での拠点の有無及び発注森林管理署等管内での工事实績により評価する。

⑤ 企業の信頼性に関する事項

不誠実な行為の有無により評価する。

⑥ 企業の地域への貢献に関する事項

災害協定等に基づく活動、国土緑化活動及びボランティア活動により評価する。

(3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は次のとおりとする。

評価項目			評価基準	加算点 (下記に示す点数の範囲で付与)
技術提案	施工計画	南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理について		9 点
		施工の方法	治山・林道工事標準仕様書に示された施工方法が具備されているか、優位な工夫が見られるか等により評価	
		工程の管理	工程管理が適切であるか、優位な工夫が見られるか等により評価	
		材料の品質管理	治山・林道工事標準仕様書に示された品質を具備しているか、優位な工夫が見られるか等により評価	
施工能力等	企業の施工実績		過去15年間(平成9年4月1日から公告日の前日まで)における同種工事の施工実績	13 点
			局署等発注の森林土木工事における工事成績評定点合計の過去2年間(平成22年4月1日から平成24年3月31日まで)の平均点	
			過去10年間(平成14年4月1日から公告日の前日まで)における森林土木工事に係る優良工事の表彰の有無	
			過去15年間(平成9年4月1日から公告日の前日まで)における、自然公園及び保安林等の制限林での施工実績の有無	
	配置予定技術者の能力		主任(監理)技術者の保有する資格	
			過去3年間(平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)の森林分野継続教育(CPD)の取組実績	
			過去15年間(平成9年4月1日から公告日の前日まで)における主任(監理)技術者の同種工事の施工経験	
	地域精通度		発注森林管理署等管内における、本店又は支店若しくは営業所の所在の有無	8 点

信 頼 性 ・ 社 会 性			過去15年間(平成9年4月1日から公告日の前日まで)における発注森林管理署等管内での森林土木工事の施工実績の有無
	企業の信頼性		過去2年間(申請書受付期限の日から遡って2年間)における不誠実な行為の有無
	地 域 へ の 貢 献	災害協定等に基づく活動実績	過去2年間(平成22年4月1日から公告日の前日まで)における、九州森林管理局との災害協定等に基づく活動実績又は国、地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績の有無
		国土緑化活動に対する取組	九州森林管理局との分収育林及び分収造林の契約実績又は過去2年間(平成22年4月1日から公告日の前日まで)における国土緑化活動等に係る国、地方公共団体等からの表彰の有無
		ボランティア活動の実績	過去2年間(平成22年4月1日から公告日の前日まで)における、九州森林管理局管内の国有林野事業に係るボランティア活動実績又はそれ以外の森林、河川、海岸、道路、公園等での環境保全等のボランティア活動実績の有無
合計加算点の最大値			30 点

(4) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して得られる評価値(評価値＝{(標準点+加算点)／(入札価格)})を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回った場合は、下記17.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後、履行状況について検査を行う。

なお、請負者の責により入札参加時に提示された技術提案内容の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」による工事成績評定において、最大10点を限度に減ずるものとする。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由とする。）により提出すること。
 - ① 受領期間：平成24年11月5日9時から平成24年11月29日17時まで。
持参する場合は、上記期間内の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
 - ② 提出場所：上記3.(10)の①に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メール、書面の持参又は郵送による。電子メールによる場合は、送信後に、上記3.(10)の①に提出した旨を電話により通知すること。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子メールにより質問した者については、電子メールにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。
 - ① 期間：平成24年11月30日から平成24年12月6日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
 - ② 場所：上記3.(10)の①に同じ。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時：平成24年12月7日 10時30分入札
平成24年12月7日 10時40分開札
- (2) 場所：沖縄森林管理署 入札室
- (3) 入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (4) 本物件の入札にあたり郵便入札を認める。郵便入札を行う時は、平成24年12月6日16時までに沖縄森林管理署に入札書が到着するよう、書留郵便により送付すること。
ただし、引き続き行う再度入札には参加できない。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。
なお、郵送による提出も認める。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店（代理店：琉球銀行本店営業部））。ただし、次の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店（代理店：琉球銀行本店営業部））

- ② 金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 沖縄森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しない。

- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならない。

また、提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官等から説明を求めることがある。

なお、当該工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。

14. 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者がした入札及び別冊沖縄森林管理署入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。

なお、実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任（監理）技術者を変更できるものとする。変更については、次の内容を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由による場合。

- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長さ

れた場合。

(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、主任（監理）技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び施工経験を有するものとし、契約関係図書に示す事項を満たすこと。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合には、落札の決定を「保留」とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると、認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。なお、この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日（7日を目安として定める。）までに契約を締結するものとする。

19. 支払条件及び違約金

(1) 前金払 有

(2) 中間前金払及び部分払 中間前金払 無 部分払 無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(3) 甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3.(10)の①に同じ。

21. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記6.(1)の資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合には、再度入札に移行する。なお、郵便より入札した者は、再度入札には参加できないものとする。

(5) 治山・林道工事標準仕様書及び治山・林道工事施工管理基準については、「治山林道必携（設計積算編）」を参照すること。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

技術提案書作成に当たっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

標準案（「南風見治山工事におけるコンクリートの施工管理」の内容）

(内容)

- ・ コンクリートの施工管理について、治山工事標準仕様書を標準として設定する。

(技術提案に当たっての留意事項)

- ・ 施工の方法
治山工事標準仕様書に基づき、コンクリートの施工の方法について提案すること。
- ・ 工程の管理
治山工事標準仕様書に基づき、コンクリートの工程の管理について提案すること。
- ・ 材料の品質管理
治山工事標準仕様書に基づき、コンクリートの品質管理について提案すること。

注) 治山・林道工事標準仕様書及び治山・林道工事施工管理基準については、「治山林道必携（設計積算編）」を参照すること。

(表紙 1)
(用紙A4版)

平成 年 月 日

(分任)支出負担行為担当官
沖縄森林管理局(署)長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

南風見治山工事競争参加資格確認資料

業者コード T00000

建設業許可番号 ○○許可-第00000号

所在地 ○○県○○市○○町○○番地

連絡先 氏名：

電話：

標記について、平成24年11月2日付けで公告のありました 南風見治山工事 の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 資料は持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。(締切日時までに必着すること。)

注2) 代表者印を押印すること。

注3) 所在地は、競争参加資格を満たす本店又は支店若しくは営業所の所在地を記入すること。

(別記様式1)

(用紙A4版)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(分任)支出負担行為担当官

沖縄森林管理局(署)長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成24年11月2日付けで公告のありました 南風見治山工事 に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書6.(3)①に定める同種工事の施工実績を記載した書面
2. 入札説明書6.(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
3. 入札説明書6.(3)③に定める発注森林森林管理署等管内の森林土木工事实績を記載した書面
4. 入札説明書6.(3)④に定める契約書の写し(契約書の提出の写しを求める場合のみ)
5. 入札説明書6.(3)⑤に定める感謝状、協定書、活動証明書及び分収育林等の契約書の写し(該当がある場合のみ)
6. 入札説明書6.(3)⑥に定める技術提案書
7. 入札説明書6.(3)⑨に定める資格確認通知書の写し

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

(別記様式2)

(用紙A4版)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

(工事名: ○○○○○○工事)

会社名:

工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	工 事 場 所	(都道府県名: 市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態等	単体/JV (出資比率)
工 事 概 要	工 種	
	工 法	
	規 模	
	保安林管理道又は 作業道の規格	自動車道○級
備 考	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

注1 公告において明示した資格が確認できる内容を必ず記載すること。

注2 同種工事を保安林管理道若しくは作業道の新設工事、改良工事又は修繕工事とする場合は、当該工事において対象となる保安林管理道又は作業道の林道規程上の規格を記入し、当該規格が確認できる設計図面等を添付すること。

注3 CORINS登録を「有」とした場合は、CORINS登録番号を記載すること。ただし、公告において明示した資格がCORINSで確認できない場合は契約書等の写しを添付すること。

注4 CORINS登録を「無」とした場合は、当該工事の契約書等の写しを添付すること。

注5 記載する工事が森林管理局長等が発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書又は工事成績確認書の評定点合計を証明する書類を添付すること。(評定点合計が65点未満のものは実績として認めない。)

(別記様式3)

(用紙A4版)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名：

従事役職	主任技術者又は監理技術者	
氏 名		
生年月日		
最終学歴	学校名	学科名 ○○年卒業
法令に関する資格・免許	○級土木施工管理技士 ○○年○○月取得（登録番号：○○○） 監理技術者資格者証 ○○年○○月取得（登録番号：○○○）	
継続教育（CPD）	森林分野継続教育（CPD）の取得ポイント ○点	
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関	
	施工場所	（都道府県名：市町村名）
	契約金額	
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者等
	受注形態	単体/JV（出資比率）
	工事内容	同種工事の施工経験が確認できる内容を記載すること。
	保安林管理道又は作業道	自動車道○級
申請 時 に お け る 工 事 の 従 事 状 況	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） 無

注1 公告において明示した資格が確認できる内容を必ず記載すること。

注2 継続教育（CPD）会員であって過去3年間に森林分野継続教育（CPD）のポイントを取得した者は、そのポイント数を記載し、実施記録証明書を添付すること。

注3 工事経験のある工事を保安林管理道若しくは作業道の新設工事、改良工事又は修繕工事とする場合は、当該工事において対象となる保安林管理道又は作業道の林道規程上の規格を記入し、当該規格が確認できる設計図面等を添付すること。

注4 CORINS登録を「有」とした場合は、CORINS登録番号を記載すること。ただし、公告において明示した資格がCORINSで確認できない場合は契約書及び施工計画書等当該工事に従事したことが確認できる書類の写しを添付すること。

注5 CORINS登録を「無」とした場合は、当該工事の契約書及び施工計画書等当該工事に従事したことが確認

できる書類の写しを添付すること。

注6 従事した工事1件を記載すること。また、複数人の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。

注7 監理技術者にあつては、監理技術者資格証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を添付すること。

注8 主任技術者の場合は資格・免許等の確認できる書類の写しを添付すること。

注9 主任（監理）技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）を明確に判断する資料として、健康保険被保険者証等の雇用関係が明確に判断できる書類の写しを添付すること。

注10 工事成績評定については、「同種工事の施工実績」（別記様式2）に同じ。

注11 申請時における工事の従事状況については、技術者の従事工事がない場合は、工事名称の欄に「従事工事なし」と記載すること。

(別記様式 4)

(用紙A4版)

発注森林管理署等管内の森林土木工事実績

(発注機関及び工種は問わない)

会社名：

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名：市町村名)
	契約金額	
	工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/JV (出資比率)
工 事 概 要	工 種	
	工 法	
	規 模	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

注1 「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する施工実績と重複しても差し支えない。

注2 CORINS登録「有」に○をした場合は、CORINS登録番号を記載すること。

注3 CORINS登録「無」に○をした場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。

注4 工事成績評定については、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に同じ。

注5 工事実績のない場合は、工事名称の欄に「該当なし」と記載すること。

(用紙A4版)

会社名：

項 目	具 体 的 な 項 目	有 無
工事成績	1) 局署等発注の森林土木工事における工事成績評定点の過去2年間の平均点 2) 工事名 点数 発注年度 発注機関 ○○ ○○ ○○ ○○	
表 彰 実 績	工事件数 ○○件 平均点 ○○点 過去10年間の森林土木工事に係る表彰の有無 有の場合：表彰年度 大臣・長官賞 工事名 局長賞 工事名 県知事賞 工事名	有・無
自然公園、保安林等の制限林での施工実績	過去15年間における工事实績の有無	
不誠実な行為	1) 工事名： 2) 自然公園、保安林等の種類： 過去2年間における不誠実な行為の有無	有・無
災害協定等に基づく活動実績	1) 種類（内容）等： 2) 時期（期間）： 過去2年間における、九州森林管理局又は国、地方公共団体等との災害協定等に基づく活動実績の有無	有・無
国土緑化活動に対する取組	1) 九州森林管理局との分収育林又は分収造林契約実績の有無 2) 過去2年間における国土緑化活動に係る国、地方公共団体等からの表彰等の有無	有・無 有・無
ボランティア活動の実績	過去2年間における、九州森林管理局管内の国有林野事業又は国、地方公共団体に係るボランティア活動実績の有無。	有・無

注6 分収育林又は分収造林の契約実績については、九州森林管理局長との契約書の写しを添付する

こと。また、国土緑化活動における実績については、国、地方公共団体等からの表彰状・感謝状等の写しを添付すること。

注7 ボランティア活動の実績については、国有林野事業に係る場合は当該森林管理署長等、また、国、地方公共団体等に係る場合は、当該機関の長が証明した書面を添付すること。なお、ボランティア活動実績の書面は、別添2を参考に提出すること。

(別記様式 6)

(用紙 A 4 版)

技 術 提 案 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

☐ 標記の技術提案については次のとおり提案します。

本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき実施します。なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。

☐ 標記については標準案に基づき実施します。

施工上配慮すべき事項	「〇〇〇〇〇〇工事における〇〇〇〇の施工管理」について
------------	-----------------------------

1 施工の方法	施工管理についての工夫・提案
2 工程の管理	工程管理についての工夫・提案
3 材料の品質管理	材料の品質管理についての工夫・提案

注1 技術提案に関する提案者の意向について、必ずいずれかの口に■を記入すること。

注2 提案内容は本様式 1 枚に簡潔に記述すること。1 枚に収まらない場合においても 2 枚までを限度とする。また、参考資料を添付する場合についても極力少なくすること。

注3 上記提案の詳細については、契約後に提案することも可能である。

(様式1)

平成 年 月 日

工事成績確認申請書

〇〇森林管理局(署)長 殿

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇 印

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

- 1 工事名： 平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工期： 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 請負者名： 〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
- 4 請負金額(最終)： □□□，□□□，□□□. 円

(様式2)

番 号
平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇 殿

〇〇森林管理局(署)長

工事成績確認書

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

- 1 工事名： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工期： 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 請負者名： 〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
- 4 請負金額(最終)： □□□，□□□，□□□． 円

(別添 2)

平成 年 月 日

〇〇森林管理局(署)長 殿

〇〇 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

ボランティア活動実績確認書

下記のとおり、ボランティア活動を実施したので提出します。

記

1. 活動事業名

2. 活動場所

3. 活動時期 年 月 日～ 年 月 日

4. 活動内容等

- (1) 活動内容
- (2) 参加人数
- (3) 活動時間
- (4) 使用機材
- (5) その他

上記のとおり、ボランティア活動を実施したことを証明する。

平成 年 月 日

〇〇 〇〇